

車庫証明 作成・印刷方法



Ju愛知 封印・登録代行

更新日 2025年10月27日

登録代行をご利用頂くには、協会員・組合員に加入頂き、
封印の誓約書・届出書を提出する必要があります。

[加入手続きはこちら](#)

登録会員ログイン画面へ

[登録書類について](#) →

Ju愛知

[登録書類
について](#)

[登録日数
について](#)

[県外登録
について](#)

[登録にかかる税金
について](#)

[車庫証明
について](#)

[書類印刷](#)

[Ju愛知 登録課オフィス](#)



Ju愛知 協会 組合員専用ログイン

TOPページ・Ju愛知 協会員・組合員専用ログイン

Ju愛知 協会員・組合員の登録会員専用サイトです。

会員番号

パスワード

ログイン

パスワードは、各会員様に事前にお知らせした番号を入力します。

操作メニュー

TOPページ・操作メニュー

巡回依頼

車庫証明
作成・印刷

車庫証明
料金表



①、②をそれぞれ選択

車庫証明作成

TOPページ・操作メニュー・車庫証明作成

①普通車、軽自動車を選択して下さい

- ☒ 普通車
☐ 軽自動車

②保管場所の証明書を選択して下さい

- ☒ 保管場所使用承諾証明書
☐ 保管場所使用権限証明書面（自認書）

③必要事項を入力し、印刷

以下の欄を入力し、「印刷」ボタンを押すと、PDF出力します。
※自動車保管場所届出書は、2枚印刷されます。

印刷

黄色の部分を入力

自動車保管場所届出書				
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
			長さ	センチメートル
			幅	センチメートル
			高さ	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置				
自動車の保管場所の位置				
※保管場所標章番号				
上記の事項について届出をします。				
警察署長 殿		〒 () 令和 年 月 日		
住所				
届出者		() 局 番		
(フリガナ)				
氏名				

備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあっては「新設」の文字を、法第7条第1項（第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。

2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の区分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。

3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄の範囲内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。

4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。

(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。

(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。

5 4(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、前項の欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。

6 届出者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。

7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とす。

自己単独所有・その他・共有	自動車登録番号	連絡先
---------------	---------	-----

保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

保管場所の位置			
使用者	〒 ()		
	住所	() 局 番	
	氏名		
使用期間	令和 年 月 日 から		
	令和 年 月 日 まで		
上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。			
令和 年 月 日			
〒 ()			
住所			
() 局 番			
氏名			

備考 共有の場合は、使用者（申請者）を除く共有者全員の住所・氏名を記入し押印してください。

保管場所の所在図・配置図

所在図記載欄	配置図記載欄

- 備考 1 別紙として、住宅地図のコピーを添付できる。
 2 保管場所に接する道路の幅員、保管場所の平面の寸法をメートルで記入する。
 3 複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所を明示する。
 4 使用の本拠の位置（自宅等）と保管場所の位置との間を線で結んで距離を記入する。
 5 申請保管場所ですでに使用していた車両について右欄に記入してください。
 すでに、売却・譲渡等して代車を使用中の場合は2台分記入してください。

	入替車両	レンタカー・代車等
登録番号		
車名・塗色		
車台番号		

車庫証明作成

TOPページ・操作メニュー・車庫証明作成

①普通車、軽自動車を選択して下さい

- ☒ 普通車
☐ 軽自動車

②保管場所の証明書を選択して下さい

- ☒ 保管場所使用承諾証明書
☐ 保管場所使用権限証明書面（自認書）

③必要事項を入力し、印刷

以下の欄を入力し、「印刷」ボタンを押すと、PDF出力します。
 ※自動車保管場所届出書は、2枚印刷されます。

印刷

入力後、印刷を押すと
 PDF出力します